

全国の産業廃棄物税制度の概要

全国の産業廃棄物税制度の概要

令和元年9月現在

23

施行年月日	道府県名	名称	課税方式	税額等(円/t)	特例措置の状況	自社処分に対する課税の有無	併せ産廃に対する課税の有無	見直し等の内容
平成14年4月1日	三重県	産業廃棄物税	事業者申告納付方式	1,000	・年間搬入量100t未満は免税	課税	非課税	制度継続
平成15年4月1日	岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	課税	制度継続
	広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		非課税	課税	制度継続
	鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分業者特別徴収方式	1,000	・公共下水道から生じた汚泥、その燃えがら等は非課税	非課税	非課税	制度継続
平成16年1月1日	青森県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000	・工業用水事業に伴う汚泥等は非課税	課税	課税	制度継続
	岩手県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	非課税	制度継続
	秋田県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1000	・公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入は250円/t	課税	非課税	制度継続
	滋賀県	産業廃棄物税	事業者申告納付方式	1000	・年間搬入量500t未満は免税	課税	非課税	制度継続
平成16年4月1日	新潟県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	課税	制度継続
	奈良県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	非課税	制度継続
	山口県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		非課税	非課税	制度継続
平成17年4月1日	宮城県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000	・被災によって生じた産業廃棄物の搬入について減免	課税	非課税	制度継続
	京都府	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	非課税	制度継続
	島根県	産業廃棄物減量税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	課税	制度継続
	福岡県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入1,000 焼却施設への搬入800	・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税	課税	非課税	制度継続
	佐賀県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税		課税	制度継続
	宮崎県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税		課税	制度継続

施行年月日	道府県名	名称	課税方式	税額等(円/t)	特例措置の状況	自社処分に対する課税の有無	併せ産廃に対する課税の有無	見直し等の内容
平成17年4月1日	大分県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税 ・年間搬入量1万t超は税率軽減	課税	非課税	制度継続
	鹿児島県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入1,000 焼却施設への搬入800	・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税		課税	制度継続
	長崎県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税 ・条例施行前に免許を有していた公有水面埋立区域内への指定副産物の搬入について税額の1/2を軽減		課税	制度継続
	熊本県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000	・指定副産物(石炭灰に限る)の埋立処分は税額の1/4を減免 ・自社処分(管理型最終処分場)は税額の1/4を減免	課税(軽減あり)	課税	制度継続
平成18年4月1日	福島県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000	・自社処分場への搬入及び年間最終処分量が1万t超の部分については課税標準を1/2	課税(軽減あり)	非課税	制度継続
	愛知県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000	・自社処分は500円/t	課税(軽減あり)	課税	制度継続
	沖縄県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000	・自社処分(管理型最終処分場)は、重量の1/4を控除 ・上記に該当し、かつ指定副産物(石炭灰に限る)の公有水面埋立区域内への搬入は重量の1/2を控除	課税(軽減あり)	非課税	制度継続
平成18年10月1日	北海道	循環資源利用促進税	最終処分業者特別徴収方式	1,000	・申告納税者が被災等した場合は減免	課税	非課税	制度継続
	山形県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	非課税	制度継続
平成19年4月1日	愛媛県	資源循環促進税	最終処分業者特別徴収方式	1,000	・自社処分は500円/t ・他者処分場の設置費用負担者は750円/t	課税(軽減あり)	課税	制度継続

※福島県のアンケート調査結果